

全体についての消防計画

記載例

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び消防法第36条第1項において読み替えを準用する消防法第8条の2第1項に基づき、消防ビルの全体の防火管理に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、その他の災害(以下「火災等」という。)による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次の者及び部分に適用する。

(1) 消防ビル内に勤務し、出入りする全ての者

▲ (2) の防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)を受託している者

2 この計画を適用する場所の範囲は、消防ビル及び敷地内の全てとする。

(▲は、該当する場合に記載するものである。以下同じ。)

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図「管理権原の及ぶ範囲」のとおりとする。

なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

2 各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項についての責務を有する。

(1) 各管理権原者間の協議により、建物全体についての防火管理業務を適正に遂行できる権原と知識を有する者を統括防火管理者として選任(解任)すること。

(2) 統括防火管理者に、建物全体の消防計画の作成その他消防ビル全体についての防火管理業務を行わせること。

(3) 統括防火管理者を選任(解任)した場合、消防機関へ届け出ること。

(4) 統括防火管理者の届出等消防機関との連絡など防火管理業務上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。

(5) 建物全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。

(6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。

(7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防の組織の本部の設置を統括管理者に指示すること。

▲ (8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

★ 法令上、統括防火管理者の選任に係る協議の方法は任意であることから、建物全体の防火管理に関する協議を図る場合は、組織や会議等の設置が想定される。協議会が設置されている場合の例と関係条文を以下に★印で示す。

★（協議会の設置） **協議会を設置している場合は記載**

- 第5条 _____の建物全体についての防火管理を行うため、「_____協議会構成表」の協議会構成員をもって、_____協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会の事務局は、_____に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで、協議会の事務を行う。
- 3 協議会の会長は、_____とする。
- 4 副会長は、_____及び_____とする。
- 5 会長は、各権利権原者と協議して、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる者を統括防火管理者として選任（解任）し、消防機関に届け出るものとする。
- 6 会長は、統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての防火管理業務を行わせるものとする。
- 7 会長は、各管理権原者（以下「協議会構成員」という。）と相互に意思の疎通を図り協議会の円滑な運営に努める。
- 8 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

★（協議会の審議事項等） **協議会を設置している場合は記載**

- 第6条 協議会は、建物全体についての防火管理業務を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。
- （1）協議会の設置及び運用に関すること。
- （2）協議会の代表者の選任に関すること。
- （3）統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。
- （4）建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。
- （5）建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。
- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- （1）定例会は、____月、____月の年2回開催する。
- （2）臨時会は、会長が必要と認めるときにかいさいする。
- （3）会長は、必要に応じて統括防火管理者及び関係者を参加させるものとする。

▲（防火管理委員会の設置等） **防火管理委員会を設置している場合は記載**

- 第7条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の効果的な推進を図るため、防火管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を行うものとする。
- 2 防火管理委員会の構成は、「防火管理委員会構成表」のとおりとする。
- 3 防火管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。
- （1）防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- （2）自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
- （3）自衛消防訓練に関すること。
- （4）従業員等の教育訓練に関すること。
- （5）その他防火管理上必要なこと。

- 4 防火管理委員会の委員長は、会議を____月と____月に行い、次の場合、臨時に開催する。
- (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき。
 - (3) 本建物で火災等が発生したとき。
- 5 統括防火管理者は、防火管理委員会の調査研究結果を各管理権原者に報告するとともに、必要に応じて建物全体についての消防計画の見直し等を行うものとする。

▲（防火管理業務の委託）

第8条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、統括管理者等の指示、命令の下に適切に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告するものとする。
- 3 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火管理者、防火管理者等の責務等

（統括防火管理者の責務）

第9条 統括防火管理者は、消防太郎とし、建物全体についての防火管理業務の実施について、次の事項について責務を有する。

- (1) 火災発生時の被害想定に基づく建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
 - (2) この計画に基づく消火、通報及び避難などの訓練の定期的な実施及び建物全体の避難訓練の実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災等の発生時における建物全体の避難誘導、要救助者の救出等の共同自衛消防組織の活動体制の維持に関すること。
 - (5) 火災等の災害発生時における消防隊に対する建物の構造等の情報提供及び消防隊の誘導等に関すること。
 - (6) この計画の監理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者及び関係者に対して必要な事項について指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、消防機関等に対するこの計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 4 統括防火管理者は、「統括防火(防災)管理者選任(解任)届出を行う管理権原者連名表」により建物の実態を把握し、各事業所の防火管理者及び関係者と相互の連絡を保ち、建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

（防火管理者の責務）

第10条 各事業所の防火管理者及び関係者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者を選任(解任)したとき。

- (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
 - (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果
 - (4) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
 - (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき。
 - (6) 内装の改修などの工事を行うとき。
 - (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
 - (8) 臨時に火気を使用するとき。
 - (9) 火気を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
 - (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
 - (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修するとき。
 - (12) 防火管理業務の一部を委託するとき。
 - (13) 催物を開催するとき。
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (15) その他防火管理上必要な事項
- 2 各事業所の防火管理者及び関係者は、この計画と整合を図り、事業所ごとの消防計画を作成し、防火管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

第2章 予防的事項

第1節 火災等に共通的事項

(防火管理状況の把握)

第11条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者及び関係者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務に必要な実態を調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第12条 防火対象物並びに消防用設備等・特殊消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、共用部分は、消防太郎の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防太郎の責任により行う。

ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して、

〇月と〇月年2回実施する。

ウ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、消防太郎が、「消防用設備等自主点検チェック表(定期)」により、定期的な法定点検(6か月ごとに1回)の合間に、おおむね2回以上行う。

イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検について、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の自主検査は、消防太郎が、「自主検査チェック表(定期)」により定期的に行う。

イ 各事業所の占有部分の自主点検については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。

なお、各事業所の自主点検の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(消防用設備等の機能維持)

第13条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者は改修計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第14条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法定適合の状況確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、この計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の関係者等が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所防火管理者で協議し、「工事中の消防計画」を届出させるものとする。

3 統括防火管理者、防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

▲(内装制限等の遵守)

第15条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(避難経路図の掲示)

第16条 統括防火管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、避難経路図を掲示するもの

とする。

(定員・収容人員の管理)

第17条 統括防火管理者は、本建物内で催物等により、共用部分において臨時に混雑が予想される場合は、あらかじめ入場制限との措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

2 各事業所の防火管理者及び関係者等は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

(休日・夜間等の対応)

第18条 統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、「休日・夜間等の防火管理体制」の防火管理体制により対応するものとする。

2 各事業所の防火管理者及び関係者等は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに特異事項については、統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

第19条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行之、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火管理維持台帳への記録)

第20条 統括防火管理者は、建物全体(各事業所の占有部分を除く)についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類を取りまとめて、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第2節 火災に関する事項

(出火防止対策)

第21条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者及び関係者等が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第22条 本建物内の従業員等が、火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(放火防止対策)

第23条 統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角になりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。

- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。
- (5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第24条 本建物へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。

ただし、本建物への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき貯蔵・取扱うこと。
- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第25条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう維持管理すること。
 - ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し解放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅を有効に保持すること。
- (2) 火災の延焼を防止するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色分しておくこと。

- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火管理者及び関係者等は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

(自衛消防組織の編成)

第26条 火災等の災害が発生したときに、被害を最小限にとめるため自衛消防隊を編成する。

- 2 自衛消防組織には、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、搬出救護班を置き各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所等が分担する。

隊長・副隊長	分 担	担 当 員	任 務
	通 報 連 絡 班 (班長)	個人名の場合 高木 太郎 役職等の場合 〇〇事務担当者	119番の通報、確認、 非常放送、指示命令の伝達 関係者の連絡

自衛消防隊長（氏名） 消防 太郎 副隊長（氏名） 消防 花子	消 火 班 （班長）	個人名の場合 金田 太郎 役職等の場合 〇〇厨房担当者	初期消火の実施 消火作業の指揮 消防隊との連携、協力
	避難誘導班 安全防護班 （班長）	個人名の場合 都北 太郎 役職等の場合 〇〇フロア担当者	避難誘導の実施 避難場所の確保 避難状況の把握
	搬出救護班 （班長）	個人名の場合 吉尾 太郎 役職等の場合 〇〇倉庫担当者	非常持ち出し品の搬送、管理 負傷者の救護 救急隊との連携、協力

※ 本表と異なる組織又は本表に記入できない場合は、別紙に記載してください。

（自衛消防組織の活動範囲）

第27条 自衛消防隊の活動範囲は、原則として 消防ビル 全体とする。

2 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、統括防火管理者の判断に基づき活動する。

（自衛消防組織の任務）

第28条 自衛消防組織は、火災等において初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 自衛消防組織は、次の活動を行うものとする。

（1）自衛消防組織の通報連絡班は、次の任務にあたる。

ア 火災等が発生し警報がなった場合、状況の確認及び情報内容の記録

イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡

ウ 関係機関や関係者への連絡

エ 避難状況の把握

オ その他通報連絡上必要な事項

（2）自衛消防組織の消火班は、次の任務にあたる。

ア 火災等が発生したら初期消火活動を行う

イ 消火活動中の安全対策を行う

ウ 他の消火活動者の援護放水など効果的な消火活動を図る

エ その他消火活動上必要な事項

（3）自衛消防組織の避難誘導班は、次の任務にあたる。

ア 火災等が発生したら適切な避難経路を選択し避難誘導を行う

イ 放送設備、拡声器、メガホン等を有効に活用して、避難者に避難方向を知らせる

ウ 負傷者及び逃げ遅れた者に関する情報を得たときは、直ちに消防隊員に連絡する

エ 避難終了後、速やかに人員確認を行い、不明者の有無を確認し消防隊員へ連絡する

オ その他避難誘導上必要な事項

(4) 自衛消防組織の安全防護班は、次の任務にあたる。

ア 防火戸、防火シャッター等の閉鎖状況及び確認

イ 水損防止、電気、ガス等の安全措置

ウ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置

エ その他搬出安全防護上必要な事項

(5) 自衛消防組織の搬出救護班は、次の任務にあたる。

ア 消防隊の支障のない安全な場所に救護所を設置する

イ 負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者の速やかな搬送に協力する

ウ 負傷者の住所、氏名、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録する

エ その他搬出救護上必要な事項

(自衛消防組織の運用)

第29条 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。

(1) 火災等を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等の避難誘導を行う。

(2) 統括防火管理者等の関係者へ緊急連絡網により急報する。

(3) 消防隊に対して、火災等発見の状況、延焼状況、建物の構造等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

2 休日・夜間等に発生した火災等に対しては、在館中の事業所の従業員は協力するものとする。

(火災発見時の措置)

第30条 火災の発見者は、消防機関(119番)への通報及び出火場所、状況等を速報するとともに、周辺者に火災等を知らせるものとする。

2 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、直ちに現場の状況確認をする。

3 火災等を確認後、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者に報告し、必要により放送設備等で周知する。

4 通報連絡班は、出火場所、火災等の状況等を報告する。

(通報連絡)

第31条 通報連絡班は、次の活動を行うものとする。

(1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認

(2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況確認

(3) 消火活動状況、活動人員の確認

(4) 防火区画形成状況の確認

(5) 危険物品等の有無の確認

(6) 現場確認者等から火災等の連絡を受けたときは、直ちに119番通報する。

(7) 火災発生確認後、避難に必要な階の在館者への避難の放送等を行う。

(8) 統括防火管理者及び関係者への火災発生の連絡を行う。

(9) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

(10) 情報収集内容を記録する。

(消火活動)

第32条 消火班は、消火器等の消防用設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 消火活動は、初動措置に主眼をおき活動し、統括防火管理者の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第33条 避難誘導班は、出火階及びその直上階(出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階)を優先して避難誘導するものとする。

▲2 エレベーター・エスカレーターによる避難は、原則として行わないものとする。

3 避難誘導班は、非常口等及び行き止まり通路等に部署する。

4 避難誘導の開始の指示命令は、統括防火管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、聴覚障害者、外国人等については、担当者を指定して避難させるものとする。

6 避難放送等にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部に連絡しなければならない。

8 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告をするものとする。

(安全防護)

第34条 安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備等の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。

3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。

4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。

5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。

▲6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

▲7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

(搬出救護)

第35条 搬出救護班は、救護所を消防隊等の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。

2 搬出救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。

3 搬出救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。

4 逃げ遅れた者の情報を得た場合は、搬出救護班は現場に急行し、安全な場所へ救出するものとする。

(消防機関への情報提供等)

第36条 自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。

- (1) 消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供
- (4) 自衛消防本部等の設置場所

第3節 地震に関する事項

▲(緊急地震速報受信時の対応)

第37条 緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに統括防火管理者及び関係者に報告する。

- (1) 避難口等の防火戸等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報の発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備機器の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(発生時の初期対応)

第38条 地震発生時は、揺れが収まるまで身体の安全を図る。

2 初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行う。

- (1) 情報は災害活動の拠点となるところに一元化し収集する。
- (2) 建物図面等の関係資料を準備する。
- (3) 総合操作盤、館内モニター等からの情報収集をする。
- (4) 総合案内所、地下駐車場等からも広く情報収集する。

3 機器障害発生時の対応

総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、通報連絡員を増強し、建物内を巡回させ情報収集を行う。

4 安心情報の提供

揺れがおさまった後、早期に館内一斉放送を行い、在館者等の不安感等を和らげるための放送を開始する。

- (1) 建物内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を提供するよう呼びかける。
- (3) 余震等による落下物等からの身体防護を呼びかける。

5 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
- (2) 在館者等の安全を確保するため次の内容を放送する。
 - ア エレベーターの使用禁止
 - イ エスカレーターの使用禁止
 - ウ 落下物からの身体防護の指示

エ 屋外への飛び出しの禁止

- (3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

(被害状況の確認)

第39条 統括防火管理者等は、建物全体の被害状況及び活動状況に関する情報を収集し、一元的に管理する。

2 統括防火管理者等は、被害状況及び活動状況について逐次報告する。

3 被害状況及び活動状況の把握

(1) 統括防火管理者等は、被害状況及び活動状況について報告を受ける。

(2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の日災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。

(3) 統括防火管理者等は、通報連絡班を増強し、総合操作盤、館内監視カメラ、設備モニター等の機器情報及び巡回等による情報収集を強化する。

4 被害状況等の伝達

(1) 統括防火管理者等は、建物全体の被害状況及び活動状況を伝達し、災害対策活動の円滑化を図る。

(2) 統括防火管理者等は、必要に応じて建物の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者等の不安解消を図る。

(3) テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて次の事項について館内放送等で伝達する。

(救出救護)

第40条 救出活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う。

2 救出救護の原則

3 二次災害の防止

4 応援の要請等

5 応急救護所の設置及び搬送

(エレベーター停止への対応)

第41条 統括防火管理者等は、速やかに各エレベーターの停止位置を確認し、次の活動を行う。

(1) インターホンで各エレベーターに呼びかけを行い閉じ込められた者の有無について確認する。

(2) 閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。

(3) 閉じ込められた者が発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンで閉じ込められた者への呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込められた者を落ち着かせる。

(4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟した者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる等緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。

(5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止の措置を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

- (1) 従業員等がエレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで連絡をするとともに、負傷者の有無等について伝える。

(地震による出火防止への対応)

第42条 地震による火災は、同時多発するとともに消火設備等の機能の低下により対応が困難となることから出火防止等を徹底する。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源の遮断及び燃料バルブ、ガスの元栓の閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) ボイラー等の火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖を行う。

2 初期消火

- (1) 出火危険個所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火個所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第43条 統括防火管理者等は、総合操作盤等からの情報、通報連絡班等からの被害情報を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 揺れがおさまった後、安全防護班に避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッター等の開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに統括防火管理者等に報告する。
- (2) 統括防火管理者等は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し指示する。
- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 安全区画の形成

- (1) 安全防護班は、防火戸、防火シャッターの自動閉鎖機能に障害が生じた場合は、手動操作により行う。
- (2) 建物の損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ、安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び統括防火管理者等への報告を行う。

第3章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組)

第44条 各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、各協議会構成員及び各事業所(テナン)の情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。

2 各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他の防火管理業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と災害対応力の向上を図るものとする。

(防火管理者の教育)

第45条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者及び関係者等は、消防機関等が開催する各種講習会や研修会に参加し防火管理に関する知識・技術の向上に努める。

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者及び関係者等の防火意思の高揚のための講習会及び研修会等を行う。

(従業員等の教育)

第46条 各事業所の従業員等に対する防火教育については、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(防火教育担当者への教育)

第47条 統括防火管理者は、各事業所の防火教育に従事する者に対し、次の防火教育を行う。

- (1) 消防ビル全体についての消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防組織の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の機能及び取扱要領
- (5) その他防火管理上及び自衛消防活動上必要な事項

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第48条 統括防火管理者及び統括管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に行うものとする。

1 総合訓練

2 部分訓練

- (1) 通報訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難誘導訓練

3 その他の訓練

- (1) 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、火災等を想定した図上訓練
- (2) 自衛消防活動に供する設機器及び装備等の取扱訓練

4 訓練の実施時期等

- (1) 訓練の実施時期

・特定防火対象物は消火及び避難誘導訓練を年2回以上、通報訓練は年1回以上

・非特定防火対象物は総合訓練を年1回以上

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携し行う訓練	4月10月
消火訓練		

通 報 訓 練 避難誘導訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	月 月
基 礎 訓 練	屋内消火栓設備等消防活動に使用する設備器具等の取扱訓練	4 月 10 月

(2) 訓練参加者は、自衛消防組織を含む全ての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第49条 統括管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練の事前通知)

第50条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、事前に「自衛消防訓練通知書」を消防(署)長に提出するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火管理者等に周知徹底するものとする。

附 則

この計画は、令和 ○年 ○月 ○日から施行する。

消防用設備等自主点検チェック表(定期)(例)

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所においてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(4) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害がないか。(例 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害がないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備 (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火設備	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置等)	

ハロゲン化消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(2) 手動起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変更、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災報知機 (年 月 日実施)	(1) 電源表示は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となるものがないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により放送ができるか確認する。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取付状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しく腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水口 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しく腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯が点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯が点灯しているか。	
点検実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 △・・・即時改修

自主点検チェック表(定期)(例)

実施項目及び確認箇所		点検結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造に影響を及ぼす鎮火・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上げ材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れがないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各鋼製部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老朽等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火設備	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火とは円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 児童閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ・ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
	⑥ 防火タンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。	

避難施設	② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。				
	(2) 階段	① 手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口(出入口)	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備 大型レンジ、フライヤー等)ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物 貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂はないか。			
	(2) 指定可燃物 貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。			
点検実施者氏名		点検実施日	点検実施者氏名	点検実施日	防火管理者確認
構造関係		年 月 日	火気設備	年 月 日	
防火関係		年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係		年 月 日	危険物施設	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告する。

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 △・・・即時改修

※ 実施項目及び確認箇所については、目視できる範囲。